

淡路広域水道企業団特別職の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 57 年 2 月 26 日

条 例 第 4 号

改正	平成元年 3 月 2 日	条例第 1 号	平成 23 年 2 月 23 日	条例第 2 号
	平成 13 年 12 月 27 日	条例第 6 号	平成 28 年 3 月 29 日	条例第 3 号
	平成 18 年 8 月 28 日	条例第 1 号	平成 30 年 3 月 29 日	条例第 2 号
	平成 19 年 2 月 27 日	条例第 1 号	令和 2 年 2 月 20 日	条例第 1 号
	平成 22 年 2 月 24 日	条例第 16 号		

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、淡路広域水道企業団の特別職に属する非常勤職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、淡路広域水道企業団規約第 9 条第 2 項に規定する関係市の長が共同して任命した副企業長にあっては、この限りでない。

(報酬の支給)

第 3 条 前条の報酬は、その職に就いた日から、その職を離れた日まで支給する。

- 2 前項の場合において、その職に就き又はその職を離れた現日数を基礎とする日割計算により支給する。
- 3 報酬が年額により定められている特別職の職員の報酬は、毎年度末までに支給する。
- 4 報酬が月額により定められている特別職の職員の報酬は、一般職の職員の給料の支給日に支給する。
- 5 報酬が日額により定められている特別職の職員の報酬は、職務に従事した日数に応じてその都度支給する。

(費用弁償)

第 4 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及びその額は、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例（平成 11 年淡路広域水道企業団条例第 6 号。以下「職員等の旅費条例」という。）を適用し、車賃、旅行諸費及び宿泊料については、企業長相当額とする。

- 3 前項の旅費を計算するときの経路の起点は、当該特別職の職員の住所又は居所とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、旅費の支給については、職員等の旅費条例の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(旅費の特例)

- 2 旅費の支給については、第4条の規定にかかわらず、当分の間、構成団体の全部を招集する会議（企業団議会等）については支給しないものとする。

(報酬の額の特例)

- 3 平成29年度に支給する企業長及び副企業長の報酬の額については、別表の規定にかかわらず、当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成元年3月2日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(淡路広域水道企業団企業長の給与に関する条例の廃止)

- 2 淡路広域水道企業団企業長の給与に関する条例(昭和57年淡路広域水道企業団条例第5号)は、廃止する。

附 則（平成13年12月27日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月27日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		金 額	
企 業 長		年 額	円 50,000
副 企 業 長		年 額	45,000
監査委員	議 会 選 出 知 識 者 等	月 額	20,000
		月 額	50,000
情 報 公 開 審 査 会 委 員		日 額	8,000
個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員		日 額	8,000
行 政 不 服 審 査 会 委 員		日 額	8,000
入 札 監 視 委 員 会 委 員		日 額	15,000
水 道 施 設 整 備 事 業 評 価 委 員 会 委 員		日 額	8,000円以内において 企業長が定める額